

平成 30 年 7 月 18 日

# 平成30年登米市議会定例会 7月特別議会 議案

登米市議会

議員 番



## 議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報 告 第 24 号	専決処分の報告について	5
議 案 第 65 号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	6
議 案 第 66 号	平成 30 年度登米市病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊



## 報告第 24 号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年7月18日提出

登米市長 熊谷盛廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
営造物の 管理瑕疵	平成30年6月6日	平成30年5月9日、登米市豊里町東二ツ屋地内の市道において、相手方車両が通行した際、道路車線中央付近に生じていたポットホール（舗装路面の穴）にタイヤがはまり、相手方車両を破損させたもの。	5,639円 その余の請求を 放棄
営造物の 管理瑕疵	平成30年6月6日	平成30年4月10日、登米市米山町字犬小松地内の市道において、相手方車両（50CCバイク）が通行した際、道路路肩付近に生じていたポットホール（舗装路面の穴）にタイヤがはまり、相手方車両を破損させたもの。	7,450円 その余の請求を 放棄

## 議案第 65 号

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 220 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年 7 月18日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表登米市立米谷病院の項中「小児科」の次に「耳鼻咽喉科」を加える。

附 則

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。